

## 令和8年度学生と企業の交流事業業務委託仕様書（案）

本仕様書は、岡山市（以下「委託者」という。）が発注する令和8年度学生と企業の交流事業業務委託（以下「本業務」という。）を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務名

令和8年度学生と企業の交流事業業務委託

### 2 本業務の目的

大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生、高校生（以下「学生等」という。）は就職活動を始める前に企業や社会人と交流する機会が少なく、働くイメージを持つことが難しくなっている。また、若者が就職を機に東京圏へ移動する傾向は拡大しており、地域社会の担い手の減少に歯止めをかける必要がある。

そこで、県内外の学生等と市内の働きやすい職場環境のある企業に勤務する社員との交流会を実施し、学生等に市内企業で働くことの魅力や、市内で生活することのメリットを感じてもらうことにより、市内企業への就職促進を目的とする。

### 3 本業務にあたっての基本姿勢

民間企業のノウハウを活かした魅力ある企画や学生等への広報周知、及び各イベントの円滑な運営を実施すること。

イベントを実施する際には、市内中小企業への理解と関心を深め、岡山で働くことに魅力を感じることで、市内企業への就職を促進するような内容とするよう配慮すること。なお本業務の遂行にあたっては、市の委託事業であることを認識し、関係者との信頼関係を確保し、委託者及び本業務に対する信用が損なわれないよう注意すること。

### 4 委託期間及び履行場所

委託期間：契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

履行場所：岡山市内一円

### 5 委託業務の内容

#### （1）学生等と企業の交流会の開催

市内企業の認知を向上し、岡山で働くことの魅力を体感するとともに、市内企業の人材確保に資するため、学生等と市内企業の交流会を開催し、運営及び進行を行うこと。

#### ア 参加学生等の目標

学生等のうち令和8年度新規学卒予定者以外の者を主な対象とし、延べ100名以上とする。

#### イ 参加企業の目標

20社以上とする。

#### ウ 開催会場

岡山市内で学生等がアクセスしやすく、大学、短期大学、専門学校（以下「大学等」という。）の構内や、民間カフェなどの商業施設など、学生等の参加意欲が喚起されるような要素等を考慮し提案すること。大学等を会場とする場合は、各大学等と調整し、リラックスして意見交換ができるような場所を借り切ること。

#### エ 開催回数

対面型イベントを2回以上実施することとし、本業務全体でより多くの参加者が見込める方法を提案すること。

#### オ 開催時期

令和8年10月1日（木）から令和9年1月29日（金）までの期間において学生等が参加しやすい日時を提案すること。大学等を会場とする場合は、各大学等と調整した上で提案すること。

カ 会場において軽食（アルコール類の提供は不可）の提供ができるよう努めること。ただし、軽食の提供にあたっては提供方法を開催会場責任者及び委託者と協議すること。

キ 各回にテーマを設定してもよいが、参加企業の業種が限られるようなテーマとしないこと。

ク 必要な備品等は受託者において手配すること。

#### ケ 参加企業の募集方法

参加企業は公募し、令和8年8月末までには決定できるように募集すること。公募は受託者によりホームページ等で実施すること。公募期間内に集まらない場合は受託者によって積極的に声掛けし企業を募ること。

#### コ 参加企業の要件

公募する企業は以下の要件を全て満たすこと。

(ア)市内に事業所を有すること。

(イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

(ウ)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者でないこと。

(エ)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する第2条第5項の性風俗関連特殊営業、第31条の22の特定遊興飲食店営業、または第35条の3及び第35条の4の接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

(オ)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(カ)本業務の趣旨を損なうおそれがあると認められる事業を営むものでないこと。

#### サ 広報周知

(ア)学生等への広報周知方法を提案すること。広報用チラシを作成し、大学等での配布、学生等が多く集まる行事での周知や SNS を利用した周知等、効果の高い方法とすること。大学等での広報用チラシ配布方法や、その他の広報活動について効果的な方法を、大学との調整が可能であることを含めて提案すること。

## シ イベント運営

(ア)より多くの学生等の参加が見込め、学生等と企業が自然とコミュニケーションが図られるイベント要素を加えることで、活発な意見交換を促進する独創的な企画を考案し、参加学生等が複数の社員と接することができるよう工夫すること。

(イ)企画内容は学生等が、岡山で働くことに魅力を感じることにともな、市内企業での魅力的な働き方を発信できるようなものとし、単なる企業宣伝や採用活動の一助とならないように注意すること。

(ウ)司会は類似イベントを経験しており、スムーズな進行ができる者とする。

(エ)事前に社員に対し、交流会の流れ、当日の役割等の必要事項について書面を用いて説明しておくこと。

### (2) アンケートの実施

交流会に参加した企業や学生等に来年度事業に向けた改善すべき点などを意識したアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。なお、アンケート内容については委託者と協議した上で決定すること。

### (3) 事業実施報告書の作成

事業実施後には、交流会の参加者一覧・実施状況、改善すべき課題・改善方法、アンケートの集計・分析結果等をわかりやすく記載した事業実施報告書を提出すること。

### (4) その他留意事項

参加企業及び参加学生等からは一切の費用を徴収しないこと。

## 6 業務実施に係る提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の書類を速やかに作成、提出し、委託者の承認を得なければならない。

### (1) 作業実施計画書

### (2) 委託業務着手届

### (3) 委託作業表

### (4) 業務責任者届

## 7 成果品

(1) 本業務終了後、報告書を提出すること。なお、報告書作成にあたっては、本業務結果の分析内容を踏まえたものにする。

(2) 報告書は書面にて1部および電子記録媒体（容易に読み取り・複写できるよう「マイクロソフトオフィス2019」で利用可能な保存形式等）で提出すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

## 8 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

(1) 本業務で作成したすべての作成物の権利は委託者に帰属するものとし、委託者の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。

(2) 受託者は、本業務の範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法昭和45年法

律第48号 第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- (3) 受託者は、本業務において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合には、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作権人格権 公表権、氏名表示権、同一性保持権 を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、本業務で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 本業務の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 9 業務委託料の支払い等

業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。

## 10 業務実施の条件

- (1) 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、委託者と協議し承認を得ること。
- (2) 委託者との協議により、実施内容を変更することがある。
- (3) 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- (4) 当業務の実施にあたっては、市内企業、大学関係者らとの情報交換や、必要に応じてNPO法人との協働によって、事業目的を最大限達成するよう努めること。

## 11 適用範囲

本仕様書は、委託者が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本業務を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、委託者との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

## 12 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)

- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (3) 労働関係法令
- (4) その他の関係法令

### 1.3 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務に関し委託者から受領又は閲覧した資料等について、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

### 1.4 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責任に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

### 1.5 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、委託者との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。

### 1.6 完了検査

受託者は、業務完了後、委託者の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。